

半期報告書

(第16期中)

自 令和7年4月1日

至 令和7年9月30日

トモニホールディングス株式会社

半期報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号に基づく半期報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

トモニホールディングス株式会社

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第2号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和7年11月18日
【中間会計期間】	第16期中（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）
【会社名】	トモニホールディングス株式会社
【英訳名】	TOMONY Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者） 中村 武
【本店の所在の場所】	香川県高松市亀井町7番地1
【電話番号】	087-812-0102
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
【最寄りの連絡場所】	香川県高松市亀井町7番地1 トモニホールディングス株式会社 経営企画部
【電話番号】	087-812-0102
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		令和5年度 中間連結 会計期間	令和6年度 中間連結 会計期間	令和7年度 中間連結 会計期間	令和5年度	令和6年度
		(自 令和5年 4月1日 至 令和5年 9月30日)	(自 令和6年 4月1日 至 令和6年 9月30日)	(自 令和7年 4月1日 至 令和7年 9月30日)	(自 令和5年 4月1日 至 令和6年 3月31日)	(自 令和6年 4月1日 至 令和7年 3月31日)
連結経常収益	百万円	42,427	45,437	51,769	87,817	95,107
連結経常利益	百万円	10,836	12,557	9,858	21,528	23,376
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	7,014	8,683	5,668	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	14,008	15,832
連結中間包括利益	百万円	5,784	8,411	7,988	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	21,211	8,819
連結純資産額	百万円	252,474	284,961	290,315	277,466	284,023
連結総資産額	百万円	4,687,769	4,967,539	5,137,143	4,810,452	5,034,627
1株当たり純資産額	円	1,535.04	1,463.23	1,483.84	1,426.53	1,457.97
1株当たり中間純利益	円	43.24	45.15	29.38	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	82.10	82.32
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	42.44	44.42	28.92	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	80.61	80.92
自己資本比率	%	5.31	5.66	5.58	5.69	5.57
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	25,799	126,737	46,444	57,591	118,189
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	24,833	△68,129	12,306	27,567	△68,152
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△819	△1,629	△2,186	6,503	△3,054
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	416,153	514,976	561,545	457,998	504,981
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,262 [255]	2,223 [251]	2,234 [256]	2,212 [250]	2,183 [258]

(注) 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
決算年月		令和5年9月	令和6年9月	令和7年9月	令和6年3月	令和7年3月
営業収益	百万円	1,203	1,477	2,943	2,564	5,389
経常利益	百万円	825	1,092	2,549	1,757	4,622
中間純利益	百万円	816	1,076	2,533	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1,754	4,591
資本金	百万円	25,000	30,228	30,228	30,228	30,228
発行済株式総数	千株	163,728	193,533	193,533	193,533	193,533
純資産額	百万円	91,905	102,570	105,577	102,408	104,738
総資産額	百万円	91,985	102,678	105,677	102,506	104,883
1株当たり配当額	円	5.50	7.00	13.00	11.00	16.50
自己資本比率	%	98.77	98.80	99.08	98.88	98.79
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	38 [1]	35 [—]	35 [—]	39 [1]	36 [—]

(注) 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに生じたリスクはありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間（令和7年4月1日～令和7年9月30日）におけるわが国の経済は、物価の高騰や慢性的な人手不足等の課題はあったものの、企業の設備投資は引き続き好調を維持し、令和7年春闘においては大手企業の賃上げ率が2年連続で5%を超える等、緩やかな回復基調で推移しました。

一方、関税措置を始めとする米国政策の不透明感や、中東情勢の緊迫感による地政学リスクの拡大等が、企業収益・金融市場に不安をもたらしており、今後の動向に留意が必要となっております。

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、人口減少や少子高齢化の進展、事業所数の減少など、地域経済は厳しい状況が続く中、業務の効率化も含めた経営基盤の強化と健全性の確保が求められております。また、資源価格等の高騰や米国による関税措置等により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りの支援、後継者不足や人材確保等に課題をお持ちの皆さまへの事業承継や経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客様さまや地域経済を支え続けていくとともに、お客様本位の業務運営に一層取り組むことやお客様のニーズに応じた質の高いサービスを提供することが必要となっております。このほか、ガバナンスの強化、人的投資・人財育成への取組み、デジタライゼーションへの対応、気候変動問題や脱炭素社会への取組みなどサステナビリティへの取組み等も重要な課題となっております。さらに、株式市場からは、投資者をはじめとするステークホルダーの期待に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組みが強く求められております。

こうした中、当社は、10年後の目指す姿である『やっぱり“トモニ”を選んでよかったと言われる広域金融グループ』の実現に向けて、令和7年度が最終年度となります第5次経営計画における5つの基本戦略に基づく具体的施策に取り組むことにより、全てのステークホルダーの皆さまに対して、より高い価値を、より早く、より広く提供し、ともに成長を紡いでまいりたいと考えております。また、第5次経営計画における各施策の取組みや丁寧な説明等を通じて、収益力の向上や期待成長率の向上に努め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につなげてまいりたいと考えております。

このような環境を踏まえ、当中間連結会計期間は以下のような経営成績を収めることができました。

当中間連結会計期間における損益状況は、経常収益は、貸出金利息の増加により資金運用収益が増加したこと、役務取引等収益が増加したこと、株式売却益の増加によりその他経常収益が増加したこと等により、前中間連結会計期間比6,332百万円増加して51,769百万円となりました。

経常費用は、預金利息の増加により資金調達費用が増加したこと、また、取引先企業の事業再生支援に伴う引当の計上に加え、中間期末後に発生した取引先企業の会社更生法適用申請に伴う追加引当2,743百万円の計上等により与信関連費用が増加したこと等により、同9,032百万円増加して41,911百万円となりました。その結果、経常利益は同2,699百万円減少して9,858百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同3,015百万円減少して5,668百万円となりました。

当中間連結会計期間末における主要勘定残高の状況は、資産の部合計は前連結会計年度末比1,025億円増加して5兆1,371億円となり、純資産の部合計は同63億円増加して2,903億円となりました。譲渡性預金を含む預金等残高は同869億円増加して4兆6,312億円、貸出金残高は同593億円増加して3兆7,491億円、有価証券残高は同114億円減少して7,238億円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、貸出金利息が増加しましたが、有価証券利息配当金の減少や預金利息の増加等により前中間連結会計期間比1,009百万円減少して32,390百万円となりました。役務取引等収支については、預金・貸出業務に関する手数料は増加しましたが、支払保証料が増加したこと等により同6百万円減少して4,582百万円となりました。その他業務収支は、外貨調達に伴う外国為替売買損の減少等により同2,393百万円増加して△6,141百万円となりました。

部門別では国内業務部門の資金運用収支は24,884百万円、役務取引等収支は4,565百万円、その他業務収支は△2,205百万円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は7,505百万円、役務取引等収支は17百万円、その他業務収支は△3,936百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	22,874	10,525	33,399
	当中間連結会計期間	24,884	7,505	32,390
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	24,068	10,933	139 34,861
	当中間連結会計期間	30,600	8,463	510 38,553
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,194	408	139 1,462
	当中間連結会計期間	5,715	957	510 6,163
役務取引等収支	前中間連結会計期間	4,539	49	4,588
	当中間連結会計期間	4,565	17	4,582
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	6,556	63	6,620
	当中間連結会計期間	6,680	30	6,711
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,017	14	2,032
	当中間連結会計期間	2,114	13	2,128
その他業務収支	前中間連結会計期間	△512	△8,022	△8,534
	当中間連結会計期間	△2,205	△3,936	△6,141
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2,764	—	2,764
	当中間連結会計期間	2,913	6	2,920
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	3,276	8,022	11,298
	当中間連結会計期間	5,119	3,942	9,062

- (注) 1. 海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前中間連結会計期間2百万円、当中間連結会計期間6百万円）を控除して表示しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、預金・貸出業務に係る手数料が増加したこと等により前中間連結会計期間比91百万円増加して6,711百万円となりました。また、役務取引等費用については、支払保証料が増加したこと等により前中間連結会計期間比96百万円増加して2,128百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前中間連結会計期間	6,556	63	6,620
	当中間連結会計期間	6,680	30	6,711
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	2,725	34	2,760
	当中間連結会計期間	3,117	—	3,117
うち為替業務	前中間連結会計期間	700	26	727
	当中間連結会計期間	719	29	749
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	889	—	889
	当中間連結会計期間	855	—	855
うち代理業務	前中間連結会計期間	510	—	510
	当中間連結会計期間	374	—	374
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	35	—	35
	当中間連結会計期間	34	—	34
うち保証業務	前中間連結会計期間	77	2	79
	当中間連結会計期間	74	1	76
役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,017	14	2,032
	当中間連結会計期間	2,114	13	2,128
うち為替業務	前中間連結会計期間	60	14	75
	当中間連結会計期間	62	13	75

(注) 海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	4,266,110	63,715	4,329,826
	当中間連結会計期間	4,402,903	86,655	4,489,558
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2,312,400	—	2,312,400
	当中間連結会計期間	2,300,307	—	2,300,307
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,943,743	—	1,943,743
	当中間連結会計期間	2,092,912	—	2,092,912
うちその他	前中間連結会計期間	9,966	63,715	73,682
	当中間連結会計期間	9,682	86,655	96,338
譲渡性預金	前中間連結会計期間	112,999	—	112,999
	当中間連結会計期間	141,690	—	141,690
総合計	前中間連結会計期間	4,379,109	63,715	4,442,825
	当中間連結会計期間	4,544,593	86,655	4,631,249

(注) 1. 海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	3,612,449	100.00	3,749,116	100.00
製造業	181,696	5.02	179,781	4.79
農業、林業	6,893	0.19	6,791	0.18
漁業	5,275	0.14	5,252	0.14
鉱業、採石業、砂利採取業	6,542	0.18	7,292	0.19
建設業	206,654	5.72	208,006	5.54
電気・ガス・熱供給・水道業	66,079	1.82	70,194	1.87
情報通信業	18,140	0.50	17,871	0.47
運輸業、郵便業	390,848	10.81	433,356	11.55
卸売業、小売業	254,814	7.05	245,430	6.54
金融業、保険業	85,972	2.37	107,479	2.86
不動産業、物品賃貸業	1,036,771	28.69	1,072,747	28.61
各種サービス業	430,841	11.92	440,030	11.73
地方公共団体	137,379	3.80	150,529	4.01
その他	784,539	21.71	804,352	21.45
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	3,612,449	—	3,749,116	—

(2) キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において営業活動の結果獲得した資金は46,444百万円となり、前中間連結会計期間比80,293百万円の獲得減少となりました。これは、預金やコールマネー等の純増による資金獲得が減少したこと等によるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により前中間連結会計期間は68,129百万円の資金を支出しましたが、当中間連結会計期間は12,306百万円の資金を獲得しました。これは前中間連結会計期間と比較して、有価証券の取得による支出が減少したこと等によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において財務活動の結果支出した資金は2,186百万円となり、前中間連結会計期間比557百万円の支出増加となりました。これは前中間連結会計期間と比較して、配当金の支払額が増加したこと等によるものであります。

④ 現金及び現金同等物の増減状況

上記の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比56,564百万円増加し、561,545百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、重要な変更はありません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、%）

	令和7年9月30日
1. 連結自己資本比率（2／3）	9.55
2. 連結における自己資本の額	2,922
3. リスク・アセットの額	30,589
4. 連結総所要自己資本額	1,223

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	株式会社徳島大正銀行		株式会社香川銀行	
	令和6年9月30日	令和7年9月30日	令和6年9月30日	令和7年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	61	85	53	65
危険債権	261	251	236	269
要管理債権	20	12	37	20
正常債権	20,026	20,405	16,258	17,233

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	476,000,000
計	476,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） (令和7年9月30日)	提出日現在 発行数（株） (令和7年11月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	193,533,011	193,533,011	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株で あります。
計	193,533,011	193,533,011	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和7年4月1日～ 令和7年9月30日	—	193,533	—	30,228	—	15,239

(5) 【大株主の状況】

令和7年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	25,177	13.01
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	11,606	6.00
トモニホールディングス従業員持株会	香川県高松市亀井町7番地1	7,238	3.74
MURAKAMI TAKATERU (常任代理人 三田証券株式会社)	SINGAPORE (東京都中央区日本橋兜町3-11)	6,564	3.39
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491-100	5,838	3.01
有限会社エーシーエヌウインド	大阪府大阪市北区梅田3丁目2-2 JPタワー大阪14F	4,905	2.53
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川イントラーシティA棟)	4,347	2.24
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川イントラーシティA棟)	2,490	1.28
日本ハム株式会社	大阪府大阪市北区梅田2丁目4-9	2,045	1.05
STATE STREET BANK WEST CLIENT — TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川イントラーシティA棟)	1,942	1.00
計	—	72,156	37.31

(注) 令和7年9月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者(野村ホールディングス株式会社、ノムラ インターナショナル ピーエルシー、野村アセットマネジメント株式会社)が令和7年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として令和7年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	878	0.45
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	0	0.00
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, Unitrd Kingdom	158	0.08
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	6,702	3.46
合計	—	7,739	4.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和7年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 138,800	—	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 193,241,900	1,932,419	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 152,311	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	193,533,011	—	—
総株主の議決権	—	1,932,419	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権の数50個)含まれております。

② 【自己株式等】

令和7年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) トモニホールディングス株式会社	香川県高松市亀井町 7番地1	138,800	—	138,800	0.07
計	—	138,800	—	138,800	0.07

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
3. 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
4. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※4 509,248	※4 565,307
商品有価証券	358	384
金銭の信託	1,143	1,172
有価証券	※1,※2,※4,※8 735,254	※1,※2,※4,※8 723,860
貸出金	※2,※3,※4,※5 3,689,857	※2,※3,※5 3,749,116
外国為替	※2,※3 4,004	※2,※3 4,078
リース債権及びリース投資資産	13,629	14,175
その他資産	※2,※4 44,539	※2,※4 47,661
有形固定資産	※6,※7 36,951	※6,※7 37,533
無形固定資産	966	1,215
退職給付に係る資産	10,632	10,872
繰延税金資産	2,869	2,500
支払承諾見返	※2 7,116	※2 6,993
貸倒引当金	△21,944	△27,729
資産の部合計	5,034,627	5,137,143
負債の部		
預金	4,420,356	4,489,558
譲渡性預金	124,032	141,690
借用金	※4 165,466	※4 166,484
外国為替	7	179
その他負債	31,827	39,513
賞与引当金	345	363
役員賞与引当金	110	52
退職給付に係る負債	141	150
睡眠預金払戻損失引当金	66	54
偶発損失引当金	206	222
繰延税金負債	190	825
再評価に係る繰延税金負債	※6 735	※6 735
支払承諾	7,116	6,993
負債の部合計	4,750,604	4,846,827

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
純資産の部		
資本金	30,228	30,228
資本剰余金	31,109	31,130
利益剰余金	220,949	224,789
自己株式	△407	△49
株主資本合計	281,880	286,098
その他有価証券評価差額金	△5,171	△2,646
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	※6 1,187	※6 1,187
退職給付に係る調整累計額	2,604	2,328
その他の包括利益累計額合計	△1,379	869
新株予約権	1,115	870
非支配株主持分	2,407	2,477
純資産の部合計	284,023	290,315
負債及び純資産の部合計	5,034,627	5,137,143

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
経常収益	45,437	51,769
資金運用収益	34,861	38,553
(うち貸出金利息)	24,949	29,290
(うち有価証券利息配当金)	9,370	7,978
役務取引等収益	6,620	6,711
その他業務収益	2,764	2,920
その他経常収益	※2 1,190	※2 3,584
経常費用	32,879	41,911
資金調達費用	1,464	6,169
(うち預金利息)	1,334	5,502
役務取引等費用	2,032	2,128
その他業務費用	11,298	9,062
営業経費	※1 16,835	※1 17,069
その他経常費用	※3 1,247	※3 7,480
経常利益	12,557	9,858
特別利益	-	5
固定資産処分益	-	5
特別損失	214	114
固定資産処分損	167	44
減損損失	※4 46	※4 70
税金等調整前中間純利益	12,343	9,749
法人税、住民税及び事業税	3,254	4,094
法人税等調整額	355	△54
法人税等合計	3,610	4,039
中間純利益	8,733	5,709
非支配株主に帰属する中間純利益	50	41
親会社株主に帰属する中間純利益	8,683	5,668

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
中間純利益	8,733	5,709
その他の包括利益	△322	2,279
その他有価証券評価差額金	△130	2,555
繰延ヘッジ損益	0	△0
退職給付に係る調整額	△192	△275
中間包括利益	8,411	7,988
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	8,376	7,916
非支配株主に係る中間包括利益	34	72

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,228	31,116	207,305	△490	268,160
当中間期変動額					
剩余金の配当			△1,056		△1,056
親会社株主に帰属する 中間純利益			8,683		8,683
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△6		83	76
土地再評価差額金の取崩			22		22
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	△6	7,648	83	7,725
当中間期末残高	30,228	31,109	214,954	△407	275,885

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,056	0	1,423	2,477	5,957	1,048	2,300	277,466
当中間期変動額								
剩余金の配当								△1,056
親会社株主に帰属する 中間純利益								8,683
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								76
土地再評価差額金の取崩								22
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△115	0	△22	△192	△329	66	32	△229
当中間期変動額合計	△115	0	△22	△192	△329	66	32	7,495
当中間期末残高	1,941	0	1,400	2,284	5,628	1,115	2,333	284,961

当中間連結会計期間（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,228	31,109	220,949	△407	281,880
当中間期変動額					
剩余金の配当			△1,827		△1,827
親会社株主に帰属する 中間純利益			5,668		5,668
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		20		357	378
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	20	3,840	357	4,218
当中間期末残高	30,228	31,130	224,789	△49	286,098

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△5,171	0	1,187	2,604	△1,379	1,115	2,407	284,023
当中間期変動額								
剩余金の配当								△1,827
親会社株主に帰属する 中間純利益								5,668
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								378
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	2,524	△0	-	△275	2,248	△245	70	2,073
当中間期変動額合計	2,524	△0	-	△275	2,248	△245	70	6,292
当中間期末残高	△2,646	0	1,187	2,328	869	870	2,477	290,315

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	12,343	9,749
減価償却費	1,123	960
減損損失	46	70
貸倒引当金の増減（△）	△599	5,785
賞与引当金の増減額（△は減少）	12	18
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△58	△58
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△232	△240
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	4	9
睡眠預金払戻損失引当金の増減額（△は減少）	△8	△11
偶発損失引当金の増減額（△は減少）	51	16
資金運用収益	△34,861	△38,553
資金調達費用	1,464	6,169
有価証券関係損益（△）	350	△377
金銭の信託の運用損益（△は益）	94	27
為替差損益（△は益）	11,999	770
固定資産処分損益（△は益）	167	38
貸出金の純増（△）減	△56,568	△59,258
預金の純増減（△）	117,176	69,202
譲渡性預金の純増減（△）	△11,619	17,657
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	502	1,018
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	178	505
コールマネー等の純増減（△）	29,000	-
外国為替（資産）の純増（△）減	942	△74
外国為替（負債）の純増減（△）	31	172
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	△933	△545
資金運用による収入	36,291	38,657
資金調達による支出	△1,049	△4,268
その他	24,840	2,119
小計	130,690	49,560
法人税等の支払額	△3,953	△3,116
営業活動によるキャッシュ・フロー	126,737	46,444
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△112,833	△67,322
有価証券の売却による収入	15,137	36,054
有価証券の償還による収入	30,203	45,320
金銭の信託の増加による支出	△6,233	△4,656
金銭の信託の減少による収入	6,200	4,600
有形固定資産の取得による支出	△578	△1,258
有形固定資産の売却による収入	88	9
有形固定資産の除却による支出	△104	△38
無形固定資産の取得による支出	△8	△402
投資活動によるキャッシュ・フロー	△68,129	12,306

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△1,051	△1,822
非支配株主への配当金の支払額	△1	△1
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の処分による収入	0	0
リース債務の返済による支出	△576	△363
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,629	△2,186
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	-
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	56,978	56,564
現金及び現金同等物の期首残高	457,998	504,981
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 514,976	※1 561,545

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 10社

株式会社徳島大正銀行
株式会社香川銀行
トモニシステムサービス株式会社
株式会社徳銀ビジネスサービス
香川ビジネスサービス株式会社
トモニリース株式会社
トモニカード株式会社
株式会社徳銀キャピタル
大正信用保証株式会社
とくぎんトモニリンクアップ株式会社

(2) 非連結子会社

地域とトモニ 1号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

地域とトモニ 1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 10社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：7年～50年

その他の：3年～20年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,477百万円（前連結会計年度末9,634百万円）であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法について
は給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりで
あります。

過去勤務費用

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により
按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計
期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を
計上する方法によっております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっておりま
す。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、
「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委
員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジ
によっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワ
ップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手
段の外貨ポジション相当額が存在することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現
金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計
上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信
託の解約・償還に伴う差益477百万円（前中間連結会計期間570百万円）を計上しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
出資金	448百万円	428百万円

※2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	13,003百万円	15,174百万円
危険債権額	49,480百万円	51,955百万円
三月以上延滞債権額	60百万円	45百万円
貸出条件緩和債権額	3,372百万円	3,164百万円
合計額	65,917百万円	70,340百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
6,163百万円	5,101百万円

※4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
担保に供している資産	
有価証券	198,327百万円
貸出金	4,468百万円
計	202,796百万円
担保資産に対応する債務	
借用金	155,600百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、次のものを差し入れております。	155,600百万円
前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
預け金	119百万円
有価証券	13,216百万円
その他資産	17,726百万円
また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。	21,173百万円
前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
保証金	703百万円
	719百万円

※5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
融資未実行残高	
うち原契約期間が1年以内のもの	524,748百万円
(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	495,695百万円
	548,489百万円
	516,002百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社徳島大正銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
2,543百万円	2,544百万円

※7. 有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
減価償却累計額 28,718百万円	29,257百万円

※8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
67,386百万円	67,951百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
給与・手当	7,498百万円	7,661百万円

※2. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
償却債権取立益	236百万円	99百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
貸出金償却	493百万円	452百万円
貸倒引当金繰入額	321百万円	6,580百万円
株式等売却損	51百万円	23百万円
株式等償却	11百万円	一百万円

※4. 減損損失

前中間連結会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額46百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地37百万円及び建物8百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	37百万円
稼動資産	営業用店舗	岡山県内	7百万円
稼動資産	営業用店舗	大阪府内	1百万円

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及びその他の連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

当中間連結会計期間（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）

当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額70百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地10百万円及び建物60百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用店舗	香川県内	66百万円
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	3百万円

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及びその他の連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	193,533	—	—	193,533	
合計	193,533	—	—	193,533	
自己株式					
普通株式	1,376	0	235	1,141	(注)
合計	1,376	0	235	1,141	

(注) 普通株式の自己株式の増加は0千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少235千株は新株予約権の権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要		
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間					
				増加	減少				
当社	ストック・オプションとしての新株予約権		—			1,115			
合計			—			1,115			

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和6年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,056	5.50	令和6年3月31日	令和6年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和6年11月12日 取締役会	普通株式	1,346	利益剰余金	7.00	令和6年9月30日	令和6年12月6日

当中間連結会計期間（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	193,533	—	—	193,533	
合計	193,533	—	—	193,533	
自己株式					
普通株式	1,141	0	1,003	138	(注)
合計	1,141	0	1,003	138	

(注) 普通株式の自己株式の増加は0千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少1,003千株は新株予約権の権利行使による減少754千株及び譲渡制限付株式報酬の割当による減少248千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要		
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結 会計期間末				
				増加	減少					
当社	ストック・オプションとしての 新株予約権		—				870			
合計			—				870			

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和7年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,827	9.50	令和7年3月31日	令和7年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和7年11月11日 取締役会	普通株式	2,514	利益剰余金	13.00	令和7年9月30日	令和7年12月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
現金預け金勘定	519,533百万円	565,307百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	△4,556百万円	△3,761百万円
現金及び現金同等物	514,976百万円	561,545百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

事務機器、ATM及び車両であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
1年内	154	167
1年超	731	667
合計	886	835

(貸手側)

1. リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
リース料債権部分	14,872	15,259
見積残存価額部分	6	6
受取利息相当額(△)	1,268	1,305
リース投資資産	13,609	13,959

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間(連結会計年度)末日後の回収予定額
前連結会計年度(令和7年3月31日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	14	4,197
1年超2年以内	3	3,553
2年超3年以内	0	2,963
3年超4年以内	—	2,236
4年超5年以内	—	1,314
5年超	—	606

当中間連結会計期間(令和7年9月30日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	72	4,253
1年超2年以内	70	3,728
2年超3年以内	63	3,105
3年超4年以内	19	2,261
4年超5年以内	4	1,253
5年超	—	657

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（令和7年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券 売買目的有価証券	358	358	—
(2) 金銭の信託	1,143	1,143	—
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	39,217	38,367	△849
その他有価証券（*1）	683,748	683,748	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（*2）	3,689,857 △21,576	3,646,058	△22,223
資産計	4,392,750	4,369,677	△23,072
(1) 預金 （2）譲渡性預金 （3）借用金	4,420,356 124,032 165,466	4,420,313 124,042 165,419	△43 9 △47
負債計	4,709,856	4,709,775	△81
デリバティブ取引（*3） ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	1,168 5	1,168 5	— —
デリバティブ取引計	1,174	1,174	—

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日）

(単位：百万円)

	中間連結 貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券 売買目的有価証券	384	384	—
(2) 金銭の信託	1,172	1,172	—
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	40,400	39,476	△924
その他有価証券（*1）	671,421	671,421	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（*2）	3,749,116 △27,340	3,694,925	△26,850
資産計	3,721,775	4,407,379	△27,774
(1) 預金 (2) 譲渡性預金 (3) 借用金	4,489,558 141,690 166,484	4,490,922 141,744 166,421	1,364 53 △63
負債計	4,797,734	4,799,088	1,354
デリバティブ取引（*3） ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	(2,855) (12)	(2,855) (12)	— —
デリバティブ取引計	(2,867)	(2,867)	—

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
非上場株式（*1）（*2）	9,097	8,997
組合出資金（*3）	3,190	3,040

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について11百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理を行ったものはありません。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（令和7年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,143	—	1,143
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	42	315	—	358
その他有価証券				
国債・地方債等	113,573	144,297	—	257,871
社債	—	16,949	27,996	44,945
株式	20,643	—	—	20,643
その他	78,477	276,089	—	354,566
デリバティブ取引				
金利関連	—	0	—	0
通貨関連	—	4,104	—	4,104
資産計	212,737	442,899	27,996	683,633
デリバティブ取引				
通貨関連	—	2,828	—	2,828
クレジット・デリバティブ	—	—	101	101
負債計	—	2,828	101	2,929

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は5,722百万円であります。

(*) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に上計	その他の包括利益に計上(*)					
5,625	—	97	△1	—	—	5,722	—

(*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,172	—	1,172
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	69	315	—	384
その他有価証券				
国債・地方債等	127,596	126,897	—	254,494
社債	—	14,706	27,368	42,074
株式	16,143	—	—	16,143
その他	69,638	283,272	—	352,910
デリバティブ取引				
通貨関連	—	3,414	—	3,414
資産計	213,448	429,778	27,368	670,595
デリバティブ取引				
通貨関連	—	6,200	—	6,200
クレジット・デリバティブ	—	—	82	82
負債計	—	6,200	82	6,282

(*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は5,797百万円であります。

(*2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
5,722	—	75	—	—	—	5,797	—

(*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（令和7年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	38,367	38,367
貸出金	—	—	3,646,058	3,646,058
資産計	—	—	3,684,426	3,684,426
預金	—	4,420,313	—	4,420,313
譲渡性預金	—	124,042	—	124,042
借用金	—	155,601	9,817	165,419
負債計	—	4,699,957	9,817	4,709,775

当中間連結会計期間（令和7年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	39,476	39,476
貸出金	—	—	3,694,925	3,694,925
資産計	—	—	3,734,401	3,734,401
預金	—	4,490,922	—	4,490,922
譲渡性預金	—	141,744	—	141,744
借用金	—	155,601	10,819	166,421
負債計	—	4,788,269	10,819	4,799,088

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。
商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン（住宅ローン及び消費者ローン）については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約等）及びクレジット・デリバティブ取引（クレジット・デフォルト・スワップ）であり、取引金融機関から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法により算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ、倒産確率等であります。時価に対して観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利関連取引（金利スワップ）及び通貨関連取引（為替予約等）が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブ取引（クレジット・デフォルト・スワップ）が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(令和7年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%～2.37%	0.08%
デリバティブ取引 クレジット・ デリバティブ	現在価値技法	倒産確率	0.00%	0.00%

当中間連結会計期間(令和7年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%～1.17%	0.07%
デリバティブ取引 クレジット・ デリバティブ	現在価値技法	倒産確率	0.00%	0.00%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(令和7年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券 その他有価証券 私募債	26,808	—	△315	1,503	—	—	27,996	—
デリバティブ取引 クレジット・ デリバティブ	△78	△51	—	28	—	—	△101	△51

(*1) 連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	27,996	—	△9	△618	—	—	27,368	—
デリバティブ取引								
クレジット・デリバティブ	△101	△0	—	18	—	—	△82	△0

(*1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当社グループは、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って事務管理部門（バック・オフィス）が時価を算定しております。算定された時価は、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において、時価の算定用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率の著しい増加（減少）は、単独では、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

※ 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（令和7年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	2,543	2,560	17
	その他	—	—	—
	小計	2,543	2,560	17
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	36,674	35,807	△867
	その他	—	—	—
	小計	36,674	35,807	△867
合計		39,217	38,367	△849

当中間連結会計期間（令和7年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	2,365	2,382	17
	その他	—	—	—
	小計	2,365	2,382	17
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	38,035	37,093	△942
	その他	—	—	—
	小計	38,035	37,093	△942
合計		40,400	39,476	△924

2. その他有価証券

前連結会計年度（令和7年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	20,062	8,034	12,027
	債券	1,396	1,391	4
	国債	1,000	996	3
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	395	394	0
	その他	130,148	125,242	4,905
	小計	151,606	134,669	16,937
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	580	699	△118
	債券	301,421	313,216	△11,795
	国債	112,573	120,156	△7,582
	地方債	144,297	147,974	△3,676
	短期社債	—	—	—
	社債	44,549	45,085	△536
	その他	231,140	243,594	△12,453
	小計	533,142	557,510	△24,367
合計		684,749	692,179	△7,430

当中間連結会計期間（令和7年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	15,537	4,375	11,162
	債券	1,421	1,420	1
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,421	1,420	1
	その他	168,305	160,960	7,345
	小計	185,264	166,755	18,509
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	606	678	△72
	債券	295,146	306,617	△11,470
	国債	127,596	135,208	△7,611
	地方債	126,897	130,189	△3,291
	短期社債	—	—	—
	社債	40,652	41,219	△567
	その他	190,945	201,601	△10,656
	小計	486,697	508,897	△22,199
合計		671,962	675,652	△3,689

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、42百万円（株式42百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、19百万円（社債19百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末（連結会計年度末）の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（令和7年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（令和7年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日現在）

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（令和7年3月31日現在）

	金額（百万円）
評価差額	△7,344
その他有価証券	△7,344
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	2,355
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△4,988
(△) 非支配株主持分相当額	182
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△5,171

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額85百万円（益）を含めております。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日現在）

	金額（百万円）
評価差額	△3,604
その他有価証券	△3,604
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	1,171
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△2,432
(△) 非支配株主持分相当額	214
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△2,646

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額85百万円（益）を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（令和7年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ	58	—	0	0
	受取変動・支払固定				
	合計	—	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（令和7年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約	321,018	10,929	800	800
	売建				
	買建				
	合計	—	—	1,269	1,269

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約	395,072	30,547	△5,589	△5,589
	売建				
	買建				
	合計	—	—	△2,772	△2,772

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（令和7年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（令和7年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（令和7年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（令和7年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	5,288	5,288	△101	△51
合計		—	—	△101	△51

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	4,614	4,614	△82	△0
合計		—	—	△82	△0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（令和7年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	借用金	95,000	95,000	(注)
	合計	——	——	——	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借用金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該借用金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	借用金	95,000	95,000	(注)
	合計	——	——	——	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（令和7年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の貸出金	449	—	5
	合計	——	——	——	5

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の貸出金	449	—	△12
	合計	——	——	——	△12

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（令和7年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（令和7年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和7年9月30日現在）

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
営業経費	72百万円	35百万円

2. ストック・オプションの内容

前中間連結会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

	令和6年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役25名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 416,800株
付与日	令和6年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	令和6年7月25日～令和36年7月24日
権利行使価格 (注) 2	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価 (注) 2	1株当たり 343円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株当たりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
期首残高	399百万円	399百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	3	1
資産除去債務の履行による減少額	3	—
その他の増減額（△は減少）	—	—
期末残高	399百万円	400百万円

(収益認識関係)
顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
役務取引等収益	4,159	3,874
預金・貸出金業務	524	490
為替業務	727	749
証券関連業務	840	817
代理業務	510	374
保護預り・貸金庫業務	35	34
その他業務	1,521	1,408
顧客との契約から生じる経常収益	4,159	3,874
上記以外の経常収益	41,277	47,895

(注) 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは「銀行業」のみであり、報告セグメントに含まれない事業セグメントについては重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	24,949	10,038	2,609	7,839	45,437

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがいたため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	29,290	10,991	2,847	8,639	51,769

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、報告セグメントが「銀行業」のみであり、報告セグメントに含まれない事業セグメントについては重要性が乏しいことから記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
1 株当たり純資産額	1,457円97銭	1,483円84銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	284,023	290,315
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	3,522	3,347
うち新株予約権	百万円	1,115	870
うち非支配株主持分	百万円	2,407	2,477
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	280,501	286,967
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	192,391	193,394

2. 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益		45円15銭	29円38銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	8,683	5,668
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	8,683	5,668
普通株式の期中平均株式数	千株	192,274	192,864
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益		44円42銭	28円92銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	3,202	3,071
うち新株予約権	千株	3,202	3,071
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、令和7年11月11日開催の取締役会において、資本効率の向上及び機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能にするとともに、既に付与済みの新株予約権行使時に交付する株式又は譲渡制限付株式報酬として交付する株式に充当するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

- | | |
|---------------|--|
| 1. 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| 2. 取得する株式の総数 | 1,400,000株（上限）
(発行済株式数(自己株式を除く。)に対する割合 0.72%) |
| 3. 株式の取得価額の総額 | 1,000,000,000円（上限） |
| 4. 取得期間 | 令和7年11月12日～令和8年1月30日 |
| 5. 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,048	5,048
その他	948	754
流動資産合計	<u>4,996</u>	<u>5,802</u>
固定資産		
有形固定資産	4	4
投資その他の資産		
関係会社株式	99,843	99,843
繰延税金資産	35	23
その他	2	2
投資その他の資産合計	<u>99,882</u>	<u>99,870</u>
固定資産合計	<u>99,886</u>	<u>99,874</u>
資産の部合計	<u>104,883</u>	<u>105,677</u>
負債の部		
流動負債		
未払法人税等	36	6
賞与引当金	9	10
役員賞与引当金	23	11
その他	75	※1 72
流動負債合計	<u>144</u>	<u>100</u>
負債の部合計	<u>144</u>	<u>100</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,228	30,228
資本剰余金		
資本準備金	15,239	15,239
その他資本剰余金	53,925	53,946
資本剰余金合計	<u>69,165</u>	<u>69,186</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,636	5,342
利益剰余金合計	<u>4,636</u>	<u>5,342</u>
自己株式		
△ 自己株式	△407	△49
株主資本合計	<u>103,623</u>	<u>104,707</u>
新株予約権	1,115	870
純資産の部合計	<u>104,738</u>	<u>105,577</u>
負債及び純資産の部合計	<u>104,883</u>	<u>105,677</u>

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
営業収益		
関係会社受取配当金	1,066	2,521
関係会社受入手数料	410	422
営業収益合計	1,477	2,943
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1 386	※1 399
営業費用合計	386	399
営業利益	1,090	2,543
営業外収益		
受取利息	0	4
雑収入	1	1
営業外収益合計	1	5
営業外費用		
その他	0	0
営業外費用合計	0	0
経常利益	1,092	2,549
税引前中間純利益	1,092	2,549
法人税、住民税及び事業税	13	3
法人税等調整額	2	12
法人税等合計	16	15
中間純利益	1,076	2,533

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	30,228	15,239	53,932	69,172	2,448	2,448
当中間期変動額						
剩余金の配当					△1,056	△1,056
中間純利益					1,076	1,076
自己株式の取得						
自己株式の処分			△6	△6		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	-	-	△6	△6	19	19
当中間期末残高	30,228	15,239	53,925	69,165	2,468	2,468

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△490	101,359	1,048	102,408
当中間期変動額				
剩余金の配当		△1,056		△1,056
中間純利益		1,076		1,076
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	83	76		76
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			66	66
当中間期変動額合計	83	96	66	162
当中間期末残高	△407	101,455	1,115	102,570

当中間会計期間（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剩余额			利益剩余额	
		資本準備金	その他 資本剩余额	資本剩余额合計	その他 利益剩余额	利益剩余额合計
当期首残高	30,228	15,239	53,925	69,165	4,636	4,636
当中間期変動額						
剩余金の配当					△1,827	△1,827
中間純利益					2,533	2,533
自己株式の取得						
自己株式の処分			20	20		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	-	-	20	20	705	705
当中間期末残高	30,228	15,239	53,946	69,186	5,342	5,342

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△407	103,623	1,115	104,738
当中間期変動額				
剩余金の配当		△1,827		△1,827
中間純利益		2,533		2,533
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	357	378		378
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			△245	△245
当中間期変動額合計	357	1,083	△245	838
当中間期末残高	△49	104,707	870	105,577

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年～18年

その他：4年～10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（中間貸借対照表関係）

※1. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

※1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
有形固定資産	0百万円	0百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（令和7年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間（令和7年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
子会社株式	99,843	99,843
関連会社株式	—	—

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、令和7年11月11日開催の取締役会において、資本効率の向上及び機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能にするとともに、既に付与済みの新株予約権行使時に交付する株式又は譲渡制限付株式報酬として交付する株式に充当するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 取得する株式の種類 普通株式
2. 取得する株式の総数 1,400,000株（上限）
(発行済株式数（自己株式を除く。）に対する割合 0.72%)
3. 株式の取得価額の総額 1,000,000,000円（上限）
4. 取得期間 令和7年11月12日～令和8年1月30日
5. 取得方法 東京証券取引所における市場買付

4 【その他】

中間配当

令和7年11月11日開催の取締役会において、第16期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (イ) 中間配当金額 | 2,514百万円 |
| (ロ) 1株当たりの中間配当金 | 13円00銭 |
| (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 令和7年12月8日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和7年11月17日

トモニホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 刀 祥 哲 朗
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトモニホールディングス株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社及び連結子会社の令和7年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従つて、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和7年11月17日

トモニホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 刀 祥 哲 朗
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトモニホールディングス株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社の令和7年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 令和7年11月18日
【会社名】 トモニホールディングス株式会社
【英訳名】 TOMONY Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者） 中村 武
【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。
【本店の所在の場所】 香川県高松市亀井町7番地1
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者）中村 武は、当社の第16期中（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。